

## 不利益処分基準（公表用）

所管部（局）・課（室）健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成9年法律第123号
不利益処分の種類	指定介護老人福祉施設の業務運営の公表	根拠条項	第91条の2第2項
処 分 基 準	<p>(1) 県が、介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の2第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が同項の期限内にこれに従わなかったとき</p> <p>(2) 指定介護老人福祉施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第39号）</p> <p>(3) 指定介護老人福祉施設の人員、施設及び運営に関する基準について （平成12年3月17日 老企第43号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p>		
対応 区分	処理 機関	交付 機関	目次 NO
	長寿社会課	長寿社会課	